

「清算機関の統合に関する実務者検討会」の議事要旨（第六回）

日 時：平成 14 年 3 月 11 日（月）13:00 14:30

場 所：日本証券業協会第六会議室

主な議題：（１）市場開設者による「統一清算機関設立準備会」の発足について
（２）「統一清算機関設立準備会」での検討状況について
（３）各市場参加者向け資料（「統一清算機関の枠組みについて」）について

議事要旨

市場開設者側より、配付資料に沿って以下の説明が行われた。

（１）市場開設者による「統一清算機関設立準備会」の発足について

「統一清算機関設立要綱」に沿って、統一清算機関の設立、業務開始に向け、具体的な検討を行うため、14 年 2 月、各市場開設者の実務担当者により「統一清算機関設立準備会」を組織した。（別紙 1 参照）

（２）「統一清算機関設立準備会」での検討状況について

統一清算機関設立準備会をこれまで 2 回開催し、別紙 2 の議題について検討を行った。

（３）各市場参加者向け資料（「統一清算機関の枠組みについて」）について

統一清算機関設立準備会において、統一清算機関の枠組み、とりわけ統一清算機関の参加者そして株券等の D V P 決済を中心に具体的姿がイメージできるよう、各市場参加者向け資料（「統一清算機関の枠組みについて」）を取りまとめた。（別紙 3 参照）

検討の結果は、特に異議なく全員一致で了承された。

したがって、各市場参加者向け資料（「統一清算機関の枠組みについて」）を各市場開設者より公表することとした。

以 上

統一清算機関設立準備会委員

平成 14 年 2 月 21 日

日本証券業協会	寺田尚之	(店頭市場部課長)	*
株式会社東京証券取引所	鈴木康史	(決済管理部課長)	*
株式会社大阪証券取引所	石谷厚志	(経営企画本部企画グループサブリーダー)	
名古屋証券取引所	長瀬祐司	(決済管理室係長)	
札幌証券取引所	金子一男	(業務部長)	
福岡証券取引所	西村茂幸	(総務部主任調査役)	

* : 幹事

以上

統一清算機関設立準備会における検討状況について

平成 14 年 3 月 11 日

日時等	議題	概要
第 1 回 平成 14 年 2 月 21 日(木) (於：日証協)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一清算機関設立準備会の進め方等について ・ 清算・決済制度の統一等について ・ DVP 清算値段等の取扱いについて ・ 経過利子等の取扱いについて Ⅴ. 約定データ等の授受の取扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日決済取引等の取扱いの統一などについて調整 ・ 重複上場銘柄については、流動性が最も高い市場の価格を原則的に用いることなどを確認（気配の取扱いについて継続検討） ・ 経過利子は清算機関において計算することなどを確認 ・ 市場から清算機関への約定データの送信及び清算機関から清算参加者に対する債務引受明細の提供等に係る処理について確認
第 2 回 平成 14 年 3 月 5 日(火) (於：大証)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借取引及び品貸取引の債務引受に関する取扱いについて ・ 決済に係る金銭及び有価証券の授受について ・ 各種担保の取扱いについて ・ 銘柄管理スキームについて ・ 清算機関から配布する帳票について ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借取引及び品貸取引に係る引受対象債務の範囲、重複上場銘柄について複数証金を利用した場合の取扱い（現行どおり）等について確認 ・ 保振非取扱い証券の現物受渡、証書等の振替決済は日証決東京営業所において行うことなどを確認 ・ 代用有価証券の種類などを確認（預託手続き受付場所等について継続検討） ・ 銘柄管理(マスター情報)の主項目及び送信等の処理について確認 ・ 清算機関から配布（WAN・書面）する帳票種類等について確認 ・ 各市場の取引制度上の主な前提などについて確認
第 3 回（予定） 平成 14 年 3 月 22 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者制度について ・ 違約損失積立金の取扱いについて ・ その他 	
第 4 回（予定） 平成 14 年 4 月 2 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算・決済手数料等について ・ その他 	

統一清算機関の枠組みについて

平成 14 年 3 月 15 日

統一清算機関設立準備会

はじめに

1. 統一清算機関について

日本証券業協会、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、証券会員制法人名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「市場開設者」という。）は、共同で統一清算機関を設立することで合意し、各市場開設者において本年1月にその旨を決定いたしました。（別添1：「統一清算機関設立要綱」参照。）

現在、各市場開設者における株券や転換社債券等の売買取引については、各市場開設者が、それぞれの決済履行保証制度の下で売買当事者に代わり売買の債務の引受けを行うとともに、資金・証券の計算処理や受渡し指図等のいわゆる「売買の清算」を行っていますが、市場横断的な統一清算機関の設立により、店頭市場（JASDAQ）及び全ての証券取引所においてそれぞれ独立して行われている現物取引の売買の清算は、統一清算機関で一元的に行われることとなります。（債務の引受けについては一部市場を除く。）

統一清算機関は、本年11月を目途に業務を開始する予定です。

2. 統一清算機関設立準備会について

現在、市場開設者は、「統一清算機関設立要綱」に沿って、統一清算機関の設立そして業務開始に向け、具体的な検討に着手しております。

この検討を行うため、各市場開設者の実務担当者が集まって組織したのが『統一清算機関設立準備会』です。

『統一清算機関設立準備会』では、統一清算機関の母体となる準備会社が設立されるまでの間、統一清算機関に関する情報等を各市場開設者を通じるなどして市場参加者（会員、取引参加者）に対し提供していく予定です。

3. 本資料について

各市場開設者では、前述の「統一清算機関設立要綱」を本年1月にそれぞれの市場参加者（会員、取引参加者）の皆様にご通知等させていただいておりますが、本資料は、統一清算機関の枠組み、とりわけ統一清算機関の参加者そして株券等のDVP決済を中心に具体的姿がイメージできるように作成したものです。

なお、本資料の内容については、既存の仕組み又は現時点での検討を基に記載しておりますので、今後の検討により変更となる可能性がある点、予め御了承ください。

【 目 次 】

- ・ 清算機関の組織及び全体の枠組みについて

- ・ 清算機関の参加者について

- ・ 清算機関における清算・決済の枠組みについて ~ 株券等のDVP決済を中心に ~

- ・ 今後のスケジュール（予定）の概要について

「統一清算機関」を、以下、原則として単に「清算機関」と表記します。

・清算機関の組織及び全体の枠組みについて

項目	概要	要綱参照箇所
1．清算機関の組織について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、現在、有価証券市場において清算業務を行っている市場開設者の共同出資（資本の額は 30 億円とし、各市場における清算業務の規模に応じた出資比率とします。）により新たに設立する株式会社で、本店は東京都中央区におきます。 ・ 証券会社等が、直接、清算機関を通じて有価証券の売買の決済を行おうとする場合、清算機関の参加者（以下「清算参加者」といいます。）となる必要があります¹。現在、市場開設者が開設する市場に直接参加している者（会員、取引参加者）についても同様です。（参加者制度については、「 ．清算機関の参加者について」において詳述します。） <ul style="list-style-type: none"> 1：市場参加者が清算機関の参加者とならない場合には、当該市場参加者が行う市場での売買の決済については、清算機関の参加者となっている他の証券会社等に委託することとなります。 ・ 清算機関では、株式会社としての意思決定機関（取締役会・株主総会）のほか、参加者の役職員、学識経験者等から構成される運営委員会（仮称）を設置します。運営委員会は、清算機関の運営に関する重要事項について審議を行い、取締役会に対し意見を述べることができます。 	<p>項番 2（ 1 ）～（ 5 ）</p> <p>項番 3</p> <p>項番 2（ 6 ）</p>

項 目	概 要	要綱参照箇所
2 .全体の枠組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関では、市場開設者の開設する市場その他の市場²で行われた株券、転換社債券等有価証券の売買その他の取引に関する清算業務³とこれに関連する業務を一元的に行います。(別紙1:「清算機能統合のイメージ」参照) なお、東京証券取引所で取引されている派生商品の清算事務等(担保授受の窓口事務など)については、清算機関が受託して行います。 2: 市場開設者の開設する市場以外の市場の取扱いについては、参加者ニーズ等を踏まえ適宜対応することとします。 3: 清算業務とは、売買の当事者に代わりその債務の引受けを行うことのほか、ネットィング、受渡証券・資金の計算、銀行・保管振替機構等への決済指図及び決済履行保証等の業務をいいます。なお、清算機関では、債務引受を行った売買について、取引市場にかかわりなく、原則として一括してネットィングしたうえで、決済を行うこととなります。 ・ 清算機関の業務開始後も、各市場における売買の成立までの枠組みについて変更はありませんが、清算機関が当該売買について債務引受を行った後、決済の完了まで原則として清算機関において一元的に処理されることとなります。清算機関の清算対象取引(現物株券等)について、各市場では清算業務は行いません。 ・ 証券・資金の受渡しについては、(財)証券保管振替機構(以下「保振機構」といいます。)資金決済銀行等における清算機関の口座を通じて行います。(清算・決済に関する業務の概要については、「 .清算機関における清算・決済の枠組みについて」をご覧ください。) 	項番 4

・清算機関の参加者について

項目	概要	要綱参照箇所
<p>1．清算参加者の区分</p> <p>2．市場への参加形態と清算参加者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、 自社清算参加者、 他社清算参加者の2区分とします。 ・ 自社清算参加者は、 自社が行った売買（委託分を含みます。）のみの清算を行える参加者です。また、 他社清算参加者は、 他社が行った売買の清算を行える参加者です（他社清算参加者自身が行った売買の清算も行えます。） ・ 清算機関の業務開始時において清算対象となるのは、店頭市場（JASDAQ）及び各証券取引所における売買（貸借取引等に係る株券等の授受を含みます。）ですので、上述の自社又は他社が行った売買とは、同市場のいずれかに直接参加している者（会員、取引参加者）が同市場で行った売買ということとなります。 ・ したがって、清算機関の業務開始時以降に、同市場のいずれかに直接参加する者は、清算参加者となるか、清算参加者とならない場合には他社清算参加者に決済を委託することとなります。 ・ なお、同市場のいずれにも直接参加せず、「委託」・「委託の取次ぎ」（いわゆる「つなぎ」）を行う場合には、清算参加者となることや他社清算参加者に決済を委託することは不要です。 （別紙2：「市場への参加形態と清算参加者」参照） 	<p>項番3（1）</p>
<p>3．清算参加者の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者になろうとする者は、清算機関に対し清算資格の取得申請を行い、承認を得なければなりません。 ・ 清算機関業務開始時の手続きについては、別途検討します。 	<p>項番3（2）</p>

項 目	概 要	要綱参照箇所																								
	<p>・ 清算参加者の資格要件は、以下のとおりとします。 証券会社、登録金融機関又は証券金融会社であること。 (当面は、証券会社及び証券金融会社のみとします。) 財務状況について以下の基準を満たすこと。(証券会社用)</p> <table border="1" data-bbox="589 424 1599 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="589 424 896 475"><新規加入基準></th> <th data-bbox="900 424 1247 475">自社清算参加者</th> <th data-bbox="1252 424 1599 475">他社清算参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="589 477 896 523">資本金</td> <td data-bbox="900 477 1247 523">3億円以上</td> <td data-bbox="1252 477 1599 523">3億円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 525 896 571">純財産額</td> <td data-bbox="900 525 1247 571">20億円以上</td> <td data-bbox="1252 525 1599 571">200億円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 572 896 619">自己資本規制比率</td> <td data-bbox="900 572 1247 619">200%超</td> <td data-bbox="1252 572 1599 619">200%超</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、清算機関業務開始時においては、円滑な移行を行うとの観点から、以下の基準を適用します。(清算資格の維持基準をベース)</p> <table border="1" data-bbox="589 751 1599 951"> <thead> <tr> <th data-bbox="589 751 896 802"><移行・維持基準></th> <th data-bbox="900 751 1247 802">自社清算参加者</th> <th data-bbox="1252 751 1599 802">他社清算参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="589 804 896 850">資本金</td> <td data-bbox="900 804 1247 850">3億円以上</td> <td data-bbox="1252 804 1599 850">3億円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 852 896 898">純財産額</td> <td data-bbox="900 852 1247 898">3億円以上</td> <td data-bbox="1252 852 1599 898">200億円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 900 896 946">自己資本規制比率</td> <td data-bbox="900 900 1247 946">120%以上</td> <td data-bbox="1252 900 1599 946">200%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>清算参加者として適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。</p> <p>i. 株券等の決済を適切に行えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保振機構口座、資金決済銀行口座の開設、WAN (Target) の接続等 <p>ii. 国債DVP決済を適切に行えること。⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別紙3：「国債DVP決済を行うための要件について」参照 4：国債の売買を行わないことを確約することなどを条件として、国債DVP決済に係る要件を満たさない者についても自社清算参加者の資格を付与することについて、検討します。 <p>iii. その他、経営体制・業務体制について適切な状態であること。</p>	<新規加入基準>	自社清算参加者	他社清算参加者	資本金	3億円以上	3億円以上	純財産額	20億円以上	200億円以上	自己資本規制比率	200%超	200%超	<移行・維持基準>	自社清算参加者	他社清算参加者	資本金	3億円以上	3億円以上	純財産額	3億円以上	200億円以上	自己資本規制比率	120%以上	200%以上	
<新規加入基準>	自社清算参加者	他社清算参加者																								
資本金	3億円以上	3億円以上																								
純財産額	20億円以上	200億円以上																								
自己資本規制比率	200%超	200%超																								
<移行・維持基準>	自社清算参加者	他社清算参加者																								
資本金	3億円以上	3億円以上																								
純財産額	3億円以上	200億円以上																								
自己資本規制比率	120%以上	200%以上																								

項 目	概 要	要綱参照箇所
<p>4 . 清算基金の預託</p> <p>(1) 清算基金所要額</p> <p>(2) 代用有価証券の取扱い</p> <p>(3) 所要額の見直し</p> <p>(4) 所要額不足額の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、セントラルカウンターパーティとして債務を引き受けた売買に関し、決済の履行を保証します。 ・ その際、清算参加者の破綻により清算機関が破綻してしまうと、証券決済全体に重大な影響をもたらすこととなりますので、そうした事態に陥ることがないように、清算参加者は、清算機関に対する債務の履行を確保するためのものとして、清算基金を清算機関に預託することとします。 ・ なお、清算基金制度の他、清算参加者間の相互保証等のロスシェアルールを確立することで、決済保証の枠組みをより強固なものとしします。 ・ 清算基金の所要額は、各清算参加者の未決済残高とそれに係る価格変動を基に、清算機関が定める数式により、清算参加者毎に算出した額とします。 ・ ただし、当該額が 3,000 万円に満たない場合は 3,000 万円とします。 ・ 清算機関業務開始時における基金の預託手続き等については、別途検討します。 ・ 清算基金は、全額有価証券により代用差入れ可能とします。 ・ 清算機関は、原則として毎月末に所要額の見直しを行い、翌月の 15 営業日目の日から適用します。 ・ 清算参加者は、当該清算参加者が清算機関に預託している清算基金が所要額に満たない場合（代用有価証券により差し入れた場合において、日々の代用価格の変動のために所要額不足が生じた場合を含みます。）には、当該不足額以上の額を、不足が生じた翌営業日の正午までに清算機関に追加預託しなければなりません。 	<p>項番 3 (3)</p> <p>項番 4 (2)</p>

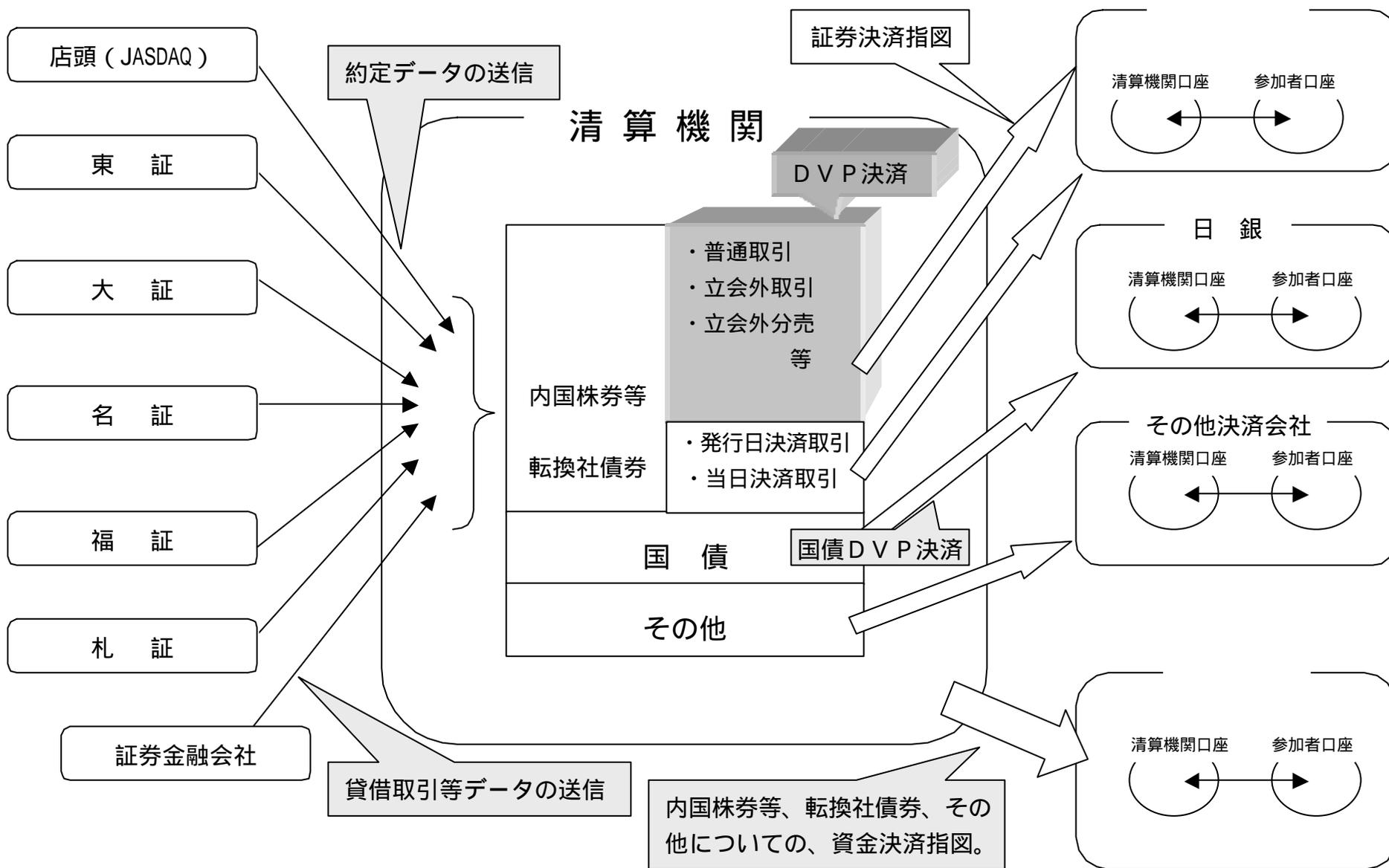
項 目	概 要	要綱参照箇所
5 . 清算に係る手数料 の納入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、各市場の市場開設者から徴収しますが、各市場の取引手数料を含めた全般的な手数料体系の整理などの状況を踏まえたうえで、清算機関利用者から直接手数料を徴収する方式への早期移行を検討することとしております。 ・ 具体的な額は、別途検討することとします。 ・ なお、保振機構で取り扱う有価証券について、決済のために授受する株券等の数量に応じた同機構の振替手数料相当額が別途発生することとなります。 	項番 5 (3)

・清算機関における清算・決済の枠組みについて ～株券等のDVP決済を中心に～

項目	概要	要綱参照箇所
1．清算対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関では、次の各市場で行われた有価証券の売買（貸借取引等に係る株券等の授受を含みます。）を清算の対象とします。 店頭市場（JASDAQ）、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所 ・ なお、業者間取引（PTSなどを含む）いわゆるストリート・サイドにおける有価証券の売買の清算についても、今後の新商品の増加や参加者ニーズ等を踏まえ適宜対応することとしています。 	項番4（1）
2．ネットイング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関においては、原則として、決済日を同じくする各市場の売買について、有価証券については銘柄毎・清算参加者毎に、資金決済については清算参加者毎にネットイングし、決済を行います。 ・ なお、異なる手法のDVP決済間（株券等DVP決済、国債DVP決済）、DVP決済と非DVP決済との間はネットイングを行いません。 	項番4（2）
3．証券決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券の決済は次のとおり行います。 （イ）内国株券等及び転換社債券 原則として保振機構における保管振替制度により行います。 （ロ）国債 日本銀行における振替決済制度により行います。 （ハ）その他証券 清算機関が指定する決済会社を通じて行います。 	

項 目	概 要	要綱参照箇所
4 . 資金決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金決済は清算機関が指定する資金決済銀行における口座振替により行います。 	
5 . D V P 決済について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構取扱銘柄の内国株券等及び転換社債券の普通取引、立会外分売、立会外取引等の決済は、D V P 決済により行います。 ・ 清算機関の業務開始に伴い、現在、D V P 決済未導入の市場での売買に係る決済についてもD V P 決済に移行します。(別添2 : 「株券等D V P 決済について」参照) 	
6 . 利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関の業務は、設立から当分の間、(株)東京証券取引所の清算システムインフラ(D V P システム及びWAN (Target) 等を含みます。)を利用して行います。(別紙4 : 「清算機関システム概念図」参照) 	項番4 (3)
7 . その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日決済取引、訂正処理スキーム等、各市場で取扱いが異なるものについては、市場間で調整のうえ、統一を図ります。 ・ 併せて、円建外債特別取引等、特殊な決済方式を必要とする取引については、廃止を検討します。 	項番4 (2)

清算機関における清算・決済の枠組み（イメージ）

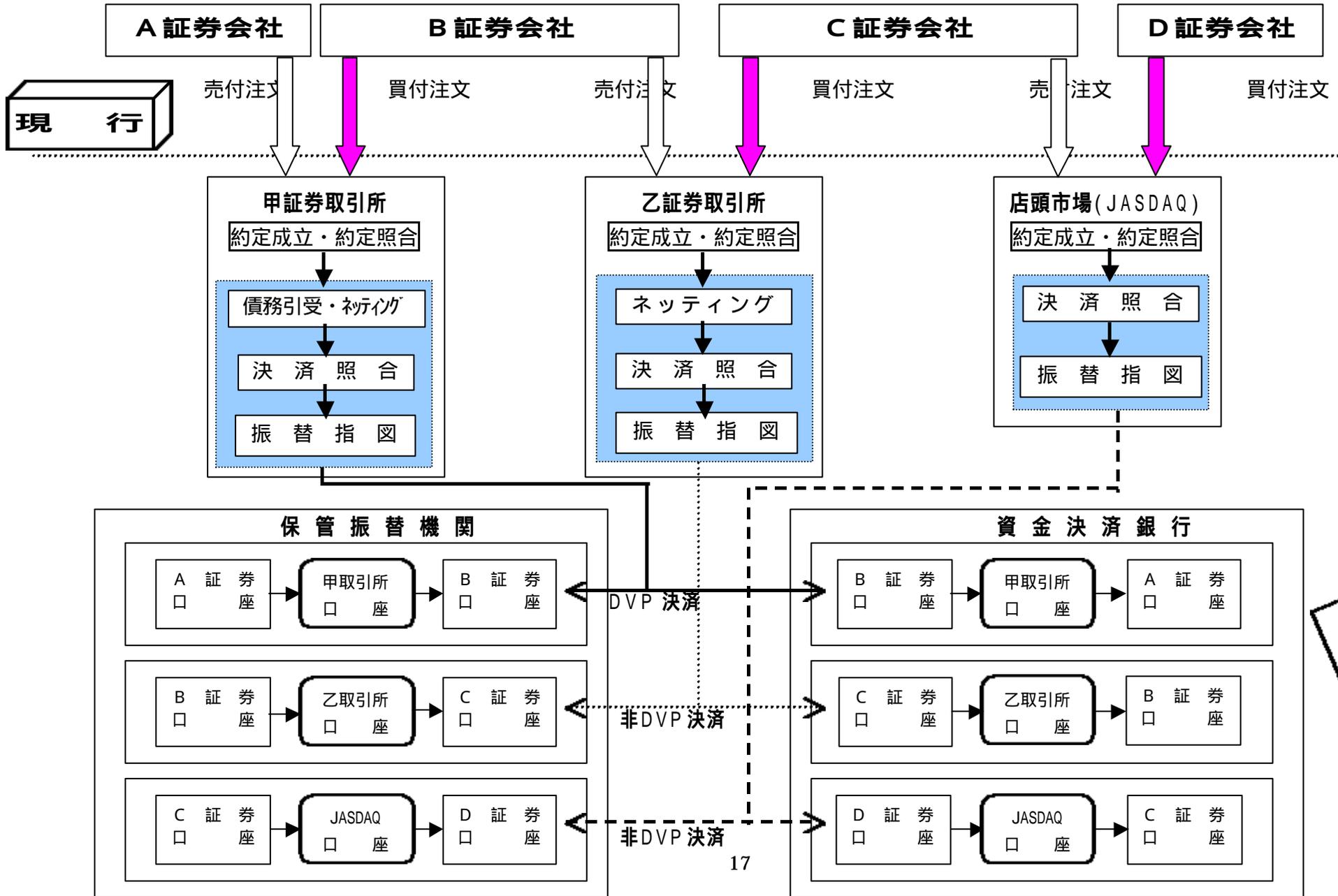


・今後のスケジュール（予定）の概要について

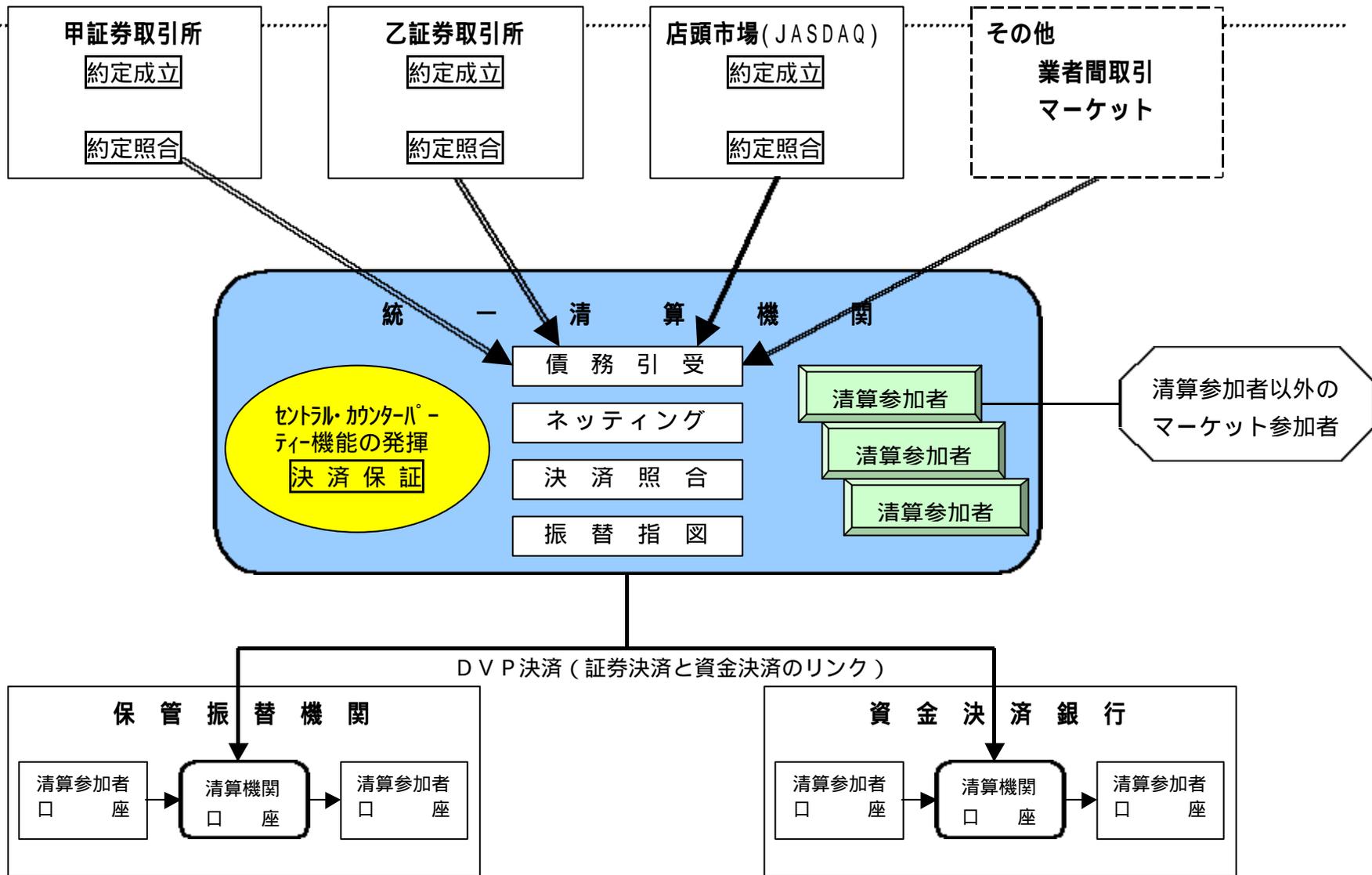
	2002年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
要綱等説明会			◆—◆	清算機関準備会社設立（予定）					清算機関業務開始（予定）
総合テスト説明会					◆—◆				
総合テスト（参加者接続テスト）						◆—◆			

清算機能統合のイメージ

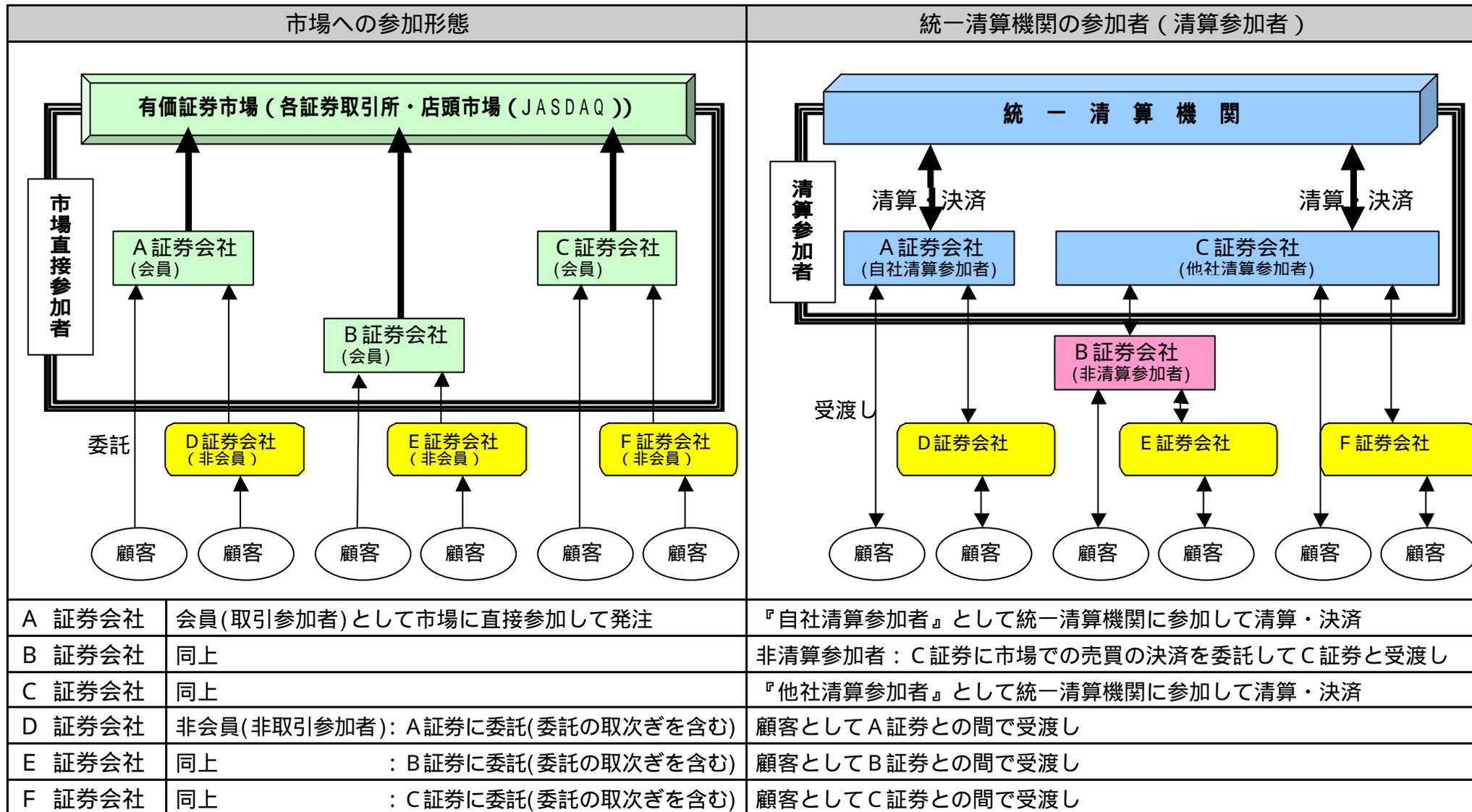
別紙 1



統一後



市場への参加形態と清算参加者



国債DVP決済を行うための要件について

1. 国債振替決済制度の直接参加者の場合

清算参加者が国債振替決済制度の直接参加者の場合は、当該清算参加者が国債DVPについて日銀ネットのオンライン利用者である必要がある。

この場合、国債受渡依頼に係る電文等は、清算参加者が日銀ネット専用端末又はCPU接続を利用して送受信することとなる。また、DVPに係る資金の授受は、清算参加者の日銀当座勘定又は代行決済銀行の日銀当座勘定を利用して行うこととなる。

2. 国債振替決済制度の間接参加者の場合

清算参加者が国債振替決済制度の間接参加者の場合は、当該清算参加者の指定参加者（口座開設先の直接参加者）が国債DVPについて日銀ネットのオンライン利用者である必要がある。なお、指定参加者が銀行等^(注)でない場合、指定参加者は、当該清算参加者分のDVP決済に関し代行決済銀行を利用する必要がある。

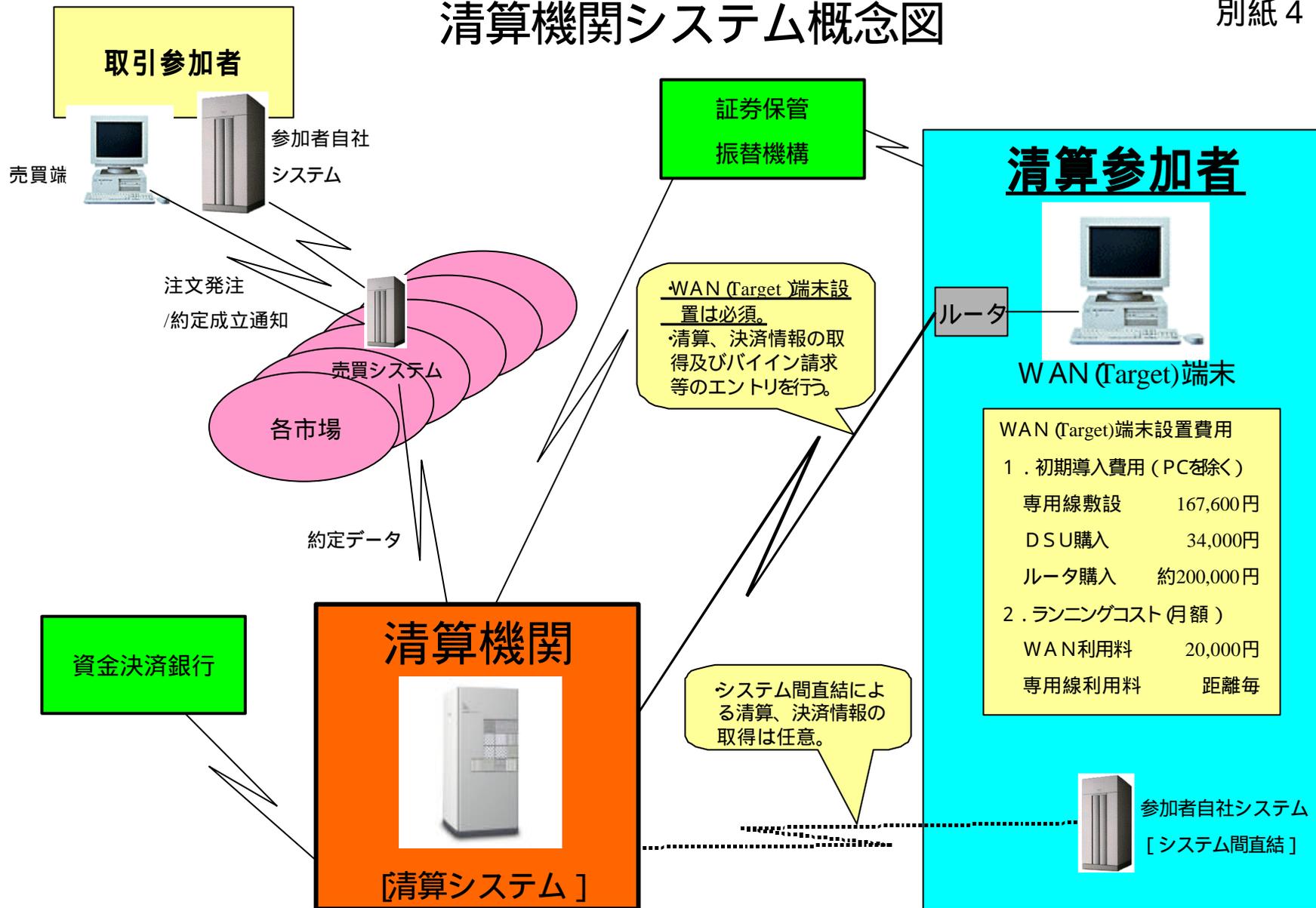
この場合、国債資金同時受渡依頼に係る電文等は、清算参加者の指定参加者が日銀ネット専用端末又はCPU接続を利用して送受信することとなる。また、DVPに係る資金の授受は、指定参加者の日銀当座勘定又は代行決済銀行の日銀当座勘定を利用して行うこととなる。

(注) 銀行等とは業務として為替取引を行うことができる者をいう。

	清算参加者の振替制度参加形態	国債DVPについての日銀ネットの利用	資金決済口座
A	直接参加者	清算参加者がオンライン利用者であること	自社の日銀当座勘定
B	直接参加者	同上	代行決済銀行の日銀当座勘定
C	間接参加者 指定参加者が銀行等の場合	指定参加者がオンライン利用者であること	指定参加者の日銀当座勘定 又は 指定参加者が利用する代行決済銀行の日銀当座勘定
D	間接参加者 指定参加者が銀行等でない場合	同上	指定参加者が利用する代行決済銀行の日銀当座勘定

以上

清算機関システム概念図



清算参加者

WAN (Target) 端末設置費用

1. 初期導入費用 (PCを除く)	
専用線敷設	167,600円
DSU購入	34,000円
ルーター購入	約200,000円
2. ランニングコスト (月額)	
WAN利用料	20,000円
専用線利用料	距離毎

参加者自社システム
[システム間直結]